

平成21年度倉敷市議会議員立候補者公開質問状回答一覧 2009. 01. 15

No	新人	質問 候補者名	質問①「チボリ跡地の緑を残そう！市民債」への賛否は？	質問②「自治基本条例」について、あなたの考えに最も近いものを選んで下さい。	質問③議員として、家庭、議員活動での「カーボン・オフセット」に取り組みますか？	□その他[記述]での回答
1		赤沢まさはる	賛成	必要である	取り組む	
2	新	荒木竜二	賛成	必要である	取り組む	
3		生水耕二	賛成	必要である	取り組む	
4		宇野一夫	賛成	必要である	取り組む	
5		大本芳子	その他	不要である	その他	※記載別添①参照
6		梶田省三	賛成	必要である	取り組む	
7	新	片山美可	賛成	必要である	取り組む	※記載別添②参照
8		齋藤武次郎	その他	必要である	取り組む	1、市民債で応援していただくことには賛成、税金と市民債と合わせて購入すべき。
9		塩津学	民間に任せる	必要である	取り組む	
10		末田正彦	その他	不要である	その他	※記載別添③参照
11		たぎ公夫	その他	不要である	その他	※記載別添④参照
12		田辺昭夫	その他	不要である	その他	※記載別添⑤参照
13		時尾博幸	賛成	必要である	取り組む	
14	新	原千年	賛成	必要である	取り組む	
15		原田健明	民間に任せる	どちらでもない	取り組む	
16	新	平松裕将	その他	必要である	その他	※記載別添資料参照
17		藤原薫子	税金だけ	必要である	取り組む	3、ゴミの減量CO2の削減に力を入れている。マイはし、マイバッグ運動を推進している。水を、守る活動応援します。
18		牧野規子	賛成	必要である	取り組む	
19		松浦謙二	賛成	どちらでもない	取り組む	
20	新	八木實	賛成	必要である	取り組む	
21		倭正文	賛成	必要である	取り組む	
22	新	余江ゆきお	その他	不要である	その他	※記載別添⑥参照
23		吉田徹	賛成	必要である	取り組む	2、20年2月定例会にて質問。3、20年2月定例議会にて質問

記載別添①(大本芳子)

1、「チボリ跡地の緑の公園に」というのは、私も一貫して主張してきました。同時にそのために、これ以上の税金投入することには反対してきました。チボリ用地の地主であるクラブウに対しては、これまで多額な地代を支払ってきたこと。クラブウという企業が倉敷市民と共に成長してきたなど勘案するならクラブウがチボリの跡地を市民のために有効活用することを求めることは現実的な選択肢だと考えます。例えば無料の緑の公園として市民に解放し、その一角にクラブウの歩みを展示する記念館を作る、などのことも考えられます。そういう案も含め広く市民の間で議論することが大切だと考えます。

2、「住民自治に基づく自治体運営の基本原則」は現憲法と地方自治法に位置づけられています。現憲法と地方自治法そのものをゆがめたり骨抜きにする議論や動きがある中で、今一番必要なことは、新たな法律や条例を作ることでなく、現憲法と地方自治法の条文と精神をしっかりと守ることだと思います。

3、CO2などの温室効果ガスの削減は人類的課題として緊急に取り組むべき重要課題だと認識している。個人としてできることは工夫して実行することも大事です。日本の現状は企業と公共部門関連が80%に対し家庭関連は20%です、削減の先進地であるヨーロッパに学び、政府が大きく旗振りやくなってその責任を果たすことが必要だと思います。

記載別添②(片山美可)

1、市民1人当たりの公園面積は7.75㎡785市中392位という狭い現状があります、緑の公園を市民の手で確保することはとても意義深いです、市民に愛され親しまれる緑の空間を！

2、地方分権の流れを見ても町衆文化が残る倉敷市民が誇ることができる健全で持続可能なくらしを維持できる自治基本条例を作ることが必要です

3、定期的にレポートを発行し、その中で報告します

記載別添③(末田正彦)

1、緑の公園にということには賛成です。そのためにこれ以上の税金投入には反対です。クラブウとよく話しあい、もっとよく市民の間でも議論し、利用を考えてゆくことが必要でしょう。

2、現憲法と地方自治法に基本原則ははっきり示されています。これがゆがめられていることが問題です。新たな法律をつくることでなく、現憲法と地方自治法を守ることが一番大事なことです。

3、排出量の80%は企業と公共部門です。ここにメスを入れなければ改善はできません。ここの努力も大切です。政府の果たす役割が強く求められます。そのことを(企業に対して)言えるかどうかが決定的です。

記載別添④(たぎ公夫)

1、チボリ跡地の緑を残そうという点については、私自身も一貫して主張してきました。しかし、そのためにこれ以上の税金投入をすることは反対してきました。チボリの用地はクラブウが地主で、これまで地代8割は税金でまかなうなど、税も含め多額な地代を支払ってきました。クラブウは倉敷市民とともに成長してきた企業でもあります。チボリの跡地をクラブウが市民のために有効活用することを求めたいと思いますし、現実的な選択肢の一つと考えます。市民の間で活発な議論がされるのが大切だと思います。

2、「住民自治に基づく自治体運営の基本原則」は現憲法と地方自治法に位置づけられているものです。いま現憲法と地方自治法そのものをゆがめたり骨抜きにする議論や動きがある中で、一番必要なことは、現憲法と地方自治法を生かし、真の地方自治実現のために努力することと考えます。そういう意味では、新たに法律や条例を作ることは不要と考えます。

3、CO2等の温室効果ガスの削減は、人類的課題として緊急にとりくむ重要課題であると思います。私個人としても、自身でできる努力を行うことはとても大事なことです。しかし日本のCO2の分野別排出量は企業、公共部門関連で8割を占めており、ヨーロッパなど先進国に学び、政府がCO2削減に果たす役割は大きいと思います。

記載別添⑤(田辺昭夫)

1、跡地を緑の公園に、は賛同します。しかしそのために税金を投入することには反対です。クラブウが跡地を市民のために有効利用を求めることは、倉敷市民として要望していきたいと思えます。広く市民の間で議論してゆくことが大切です。

2、現憲法と地方自治法に住民自治に基づく自治体運営の基本原則は位置づけられています。現憲法と地方自治法そのものをゆがめたり骨抜きにする動きがある中で、今一番必要なことは新たな法律をつくる(条例も)ことではなく、現憲法と地方自治法の条文と精神をしっかりと守ることだと思います。

3、CO2などの温室効果ガスの削減は人類的課題として緊急に取り組むべき重要課題だと認識しています。そのため個人としてできることを工夫して実行することも大事です。しかし日本の現状は企業と公共部門関連が80%に対し家庭関連は20%です。削減の先進地域であるヨーロッパに学び、政府が大きく旗振り役になって、その責任を果たすことが必要と思えます。

記載別添⑥(余江ゆきお)

1、緑の公園という案は私の賛成です。しかし税金を投入してやることには反対です。クラブウと話しあい、有効利用することを求めていきましょう。市民にそのことを言う資格はあります。

2、現憲法と地方自治法に基本原則は位置づけられています。新たな法律や条例を作る必要はなく、現憲法と地方自治法の条文と精神をしっかりと守りいかにすることが必要です。

3、緊急に取り組むべき人類的課題です。個人として努力することも大事です。しかし日本の現状はCO2排出量の80%が企業、公共部門関連です。政府がここに対して有効な手を打つことが必要だと思います。